

～消費税額控除に必須、10月より登録手続き開始～ インボイス制度開始に伴う実務対応について

税理士法人名南経営 内藤 茜
経営強化支援部

はじめに

令和5年10月1日から消費税額の仕入税額控除¹の新方式として「インボイス制度」が導入されます。この新制度への対応には事前準備が必要であり、制度への正しい理解が求められます。そこで、インボイス制度の内容について確認していきます。

1. インボイス制度とは

インボイス制度とは、複数の税率に対応した消費税の仕入税額控除方式のことを言います。令和元年10月1日から軽減税率制度が導入されたことにより、標準税率を10%とし、飲食料品等の消費税を8%に据え置くこととなりました。それに伴い、売り手と買い手の適用税率の認識を一致させるために、税率の異なるものを区分して記載する「区分記載請求書等保存方式」が適用されました。

令和5年10月1日からは、売り手が買い手に対して正確な適用税率を伝えることを目的とした「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が開始されます。区分記載請求書等保存方式とは異なり、売り手が発行した、「適格請求書等（インボイス）」の保存が仕入税額控除の要件となりました。

図1 インボイス制度の概要（国税庁HPより抜粋）

計算方法 $\text{消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額※} - \text{仕入税額控除に係る消費税額※}$ <p>※消費税額は、税率毎に区分して計算</p>										
仕入税額控除の要件										
	<table border="1"> <tr> <th></th> <th>～令和5年9月 【区分記載請求書保存方式】</th> <th>令和5年10月～ 【適格請求書等保存方式】 (インボイス制度)</th> </tr> <tr> <td>帳簿</td> <td>一定の事項が記載された帳簿の保存</td> <td>【区分記載請求書等保存方式と同様】</td> </tr> <tr> <td>請求書等</td> <td>区分記載請求書等の保存</td> <td>適格請求書(インボイス)等の保存 ここが変わります</td> </tr> </table>		～令和5年9月 【区分記載請求書保存方式】	令和5年10月～ 【適格請求書等保存方式】 (インボイス制度)	帳簿	一定の事項が記載された帳簿の保存	【区分記載請求書等保存方式と同様】	請求書等	区分記載請求書等の保存	適格請求書(インボイス)等の保存 ここが変わります
	～令和5年9月 【区分記載請求書保存方式】	令和5年10月～ 【適格請求書等保存方式】 (インボイス制度)								
帳簿	一定の事項が記載された帳簿の保存	【区分記載請求書等保存方式と同様】								
請求書等	区分記載請求書等の保存	適格請求書(インボイス)等の保存 ここが変わります								

2. 売り手側における実務対応

売り手側がインボイス制度への事前準備として何を検討していく必要があるのか確認していきます。

(1) 適格請求書発行事業者への登録(令和3年10月～)

消費税の課税事業者であれば誰でも適格請求書を発行できるわけではありません。適格請求書を発行する

ためには、所轄税務署長へ「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、適格請求書発行事業者への登録を受ける必要があります。令和3年10月1日より登録申請が開始されますが、令和5年10月1日より適格請求書発行事業者となって適格請求書を発行するためには原則として令和5年3月31日までに登録申請書の提出が必要となります。

(2) 請求書等の様式の変更

売り手側が課税資産の譲渡等を行った場合に適格請求書の交付が義務付けられます。適格請求書に決まった様式はなく、必要事項が記載されていれば適格請求書となります。必要事項とは、適格請求書発行事業者の氏名または名称、登録番号、適用税率、税率ごとに区分した消費税額等のことを指します(図2)。

必要事項が記載されていれば、手書きによる補充作成等があっても問題はありません。しかし、記載事項に誤りがあった場合や記載漏れがあった場合は、適格請求書を交付した相手方へ修正した適格請求書の交付が必要となります。そのためどのような請求書の発行を行っていくかの検討や取引先へ迷惑

図2 適格請求書と適格簡易請求書(国税庁HPより抜粋)

適格請求書	適格簡易請求書
① 適格請求書発行事業者の氏名 又は名称及び登録番号	① 適格請求書発行事業者の氏名 又は名称及び登録番号
② 取引年月日	② 取引年月日
③ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨)	③ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨)
④ 税率毎に区分して合計した 対価の額(税抜又は税込) 及び適用税率	④ 税率毎に区分して合計した 対価の額(税抜又は税込)
⑤ 税率毎に区分した消費税額等※	⑤ 税率毎に区分した消費税額等※ 又は適用税率
⑥ 書類の交付を受ける事業者の 氏名又は名称	

※⑤の「税率毎に区分した消費税額等」は、一つの適格請求書につき、税率毎に一回ずつ端数処理する

請求書 ⑥ 御中 ① △△商事㈱ 登録番号 T012345...	領収書 ② ××年11月30日 ① スーパー〇〇 東京都... 登録番号 T012345...																		
11月分 131,200円 ××年11月30日 <table border="1"> <tr> <th>日付</th> <th>③ 品名</th> <th>金額</th> </tr> <tr> <td>11/1</td> <td>魚*</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>11/1</td> <td>豚肉*</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>11/3</td> <td>タオルセット</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>...</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>120,000円</td> <td>消費税 11,200円</td> </tr> </table> ④ 8%対象 40,000円 消費税 3,200円 10%対象 80,000円 消費税 8,000円 ③ *軽減税率対象	日付	③ 品名	金額	11/1	魚*	5,000円	11/1	豚肉*	10,000円	11/3	タオルセット	2,000円	...			合計	120,000円	消費税 11,200円	③ ヨーグルト* 1 ¥108 カップラーメン* 1 ¥216 ビール 1 ¥550 合計 ¥874 ⑤ 8%対象 ④ ¥324 ⑤ 内消費税額 ¥24 10%対象 ④ ¥550 ⑤ 内消費税額 ¥50 ※軽減税率対象 お預り ¥1,000 お釣 ¥126
日付	③ 品名	金額																	
11/1	魚*	5,000円																	
11/1	豚肉*	10,000円																	
11/3	タオルセット	2,000円																	
...																			
合計	120,000円	消費税 11,200円																	

⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載(両方併記も可)

1 仕入税額控除：課税売上げに係る消費税から課税仕入れなどに係る消費税を差し引いて消費税を計算する仕組み

をかけない慎重な対応が必要になってきます。なお、不特定多数の者に対して販売を行う小売業や飲食店業、タクシー業等に係る取引については適格簡易請求書を交付することが可能で、記載事項を一部簡易にすることができます。

3. 買い手における実務対応

次に買い手側がインボイス制度への事前準備として何を検討していく必要があるのか確認していきます。

(1) 適格請求書等の保存

仕入税額控除の適用要件として、適格請求書または適格簡易請求書の保存が必要となります。上記請求書のほか、①適格請求書の記載事項が記載された仕入明細書、仕入計算書、そのほかこれに類する書類、②課税取引について卸売市場そのほかの媒介または取次に係る業務を行う者が作成する一定の書類²の保存が必要となります。

注意すべきは、適格請求書に事業者登録番号等必要事項が記載されていない場合は、保存要件を満たしていないため、仕入税額控除が適用されないという点です。そのほか、家賃やリース料等の一定金額が毎月自動引き落としされる取引に関しては、契約書へ適格請求書と同様の項目の記載が必要となります。必要事項が記載された契約書と、預金通帳など実際に取引を行ったことが確認できる資料の保管により、仕入税額控除の要件である請求書の保存義務が満たされます。

(2) 取引先への対応

次に取引先への事前準備対応を確認します。売り手である取引先へは、①適格請求書発行事業者の登録の有無、②受領するインボイスの様式、③インボイスの受領方法の確認が必要となります。適格請求書発行事業者の登録をしていない事業者や消費者等から行った課税仕入れは原則として仕入税額控除の適用が出来ません。そのため、取引先の登録の有無を把握する必要があります。なお、国税庁のHPに適格請求書発行事業者が公表されるため、HP上での確認も可能です。

また、インボイスは紙の交付に代えて、電子インボイスによる提供が可能です。電子インボイスとは、適格請求書等に係る電磁的記録のことを指します。紙と電子媒体とでは保存方法が異なりますので事前の確認が必要です（所得税、法人税については、令和4年1月から「電子帳簿保存法の改正内容」に従った保存が必須となります。改正後の電子帳簿保存法対応については、次号の経営コーナーで解説を予定しています）。

4. 免税事業者の対応

(1) 免税事業者の対応

免税事業者が適格請求書発行事業者になるためには、「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税

事業者になる必要があります。ただし、令和5年10月1日を含む課税期間中（事業年度）に「適格請求書発行事業者」の登録を受けた場合は、登録を受けた日から課税事業者となり、届出書の提出は不要となります。

免税事業者は免税事業者のままでいるべきか、適格請求書発行事業者に登録して課税事業者となるべきか、課税事業者との取引の継続可能性も検討したうえで有利不利の判定をする必要があります。

なお、適格請求書発行事業者となった場合、事業者免税点制度の適用がなくなります。そのため、基準期間³の課税売上高が1000万円以下の場合でも、消費税の申告と納付が必要となってきます。

(2) 経過措置

インボイス制度の導入後は適格請求書発行事業者以外からの仕入れに関しては原則として仕入税額控除が認められていません。しかし、適格請求書等保存方式の導入から6年間は免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額控除として控除できる経過措置があります。

図3 インボイス制度導入スケジュール

時期	制度実施	免税事業者等からの課税仕入税額控除
R1.10.1～	軽減税率制度導入 (区分記載請求書等保存方式の開始)	全額控除可
R3.10.1～	適格請求書発行事業者 登録受付開始※1	全額控除可
R5.10.1～	適格請求書等 保存方式の開始	80%控除可※2
R8.10.1～	—	50%控除可※2
R11.10.1～	—	控除不可

※1 R5.10.1から適格請求書を発行するには、R5.3.31までに登録申請書を提出

※2 経過措置の適用を受けるには、①免税事業者等から受領する区分記載請求書と同様の事項が記載された請求書等の保存と、②この経過措置の適用を受ける旨（80%控除・50%控除の特例を受ける課税仕入れである旨）を記載した帳簿の保存が必要

最後に

インボイス制度が導入されるにあたって、売り手側・買い手側、免税事業者がどのような検討や事前準備をしていく必要があるか簡単にお伝えさせていただきました。インボイス制度はほぼすべての事業者に影響があると考えられます。適格請求書発行事業者の登録はインボイス制度への対応の第一歩です。自社の事業への影響を理解し、早期に対応、検討を進めていく必要があるでしょう。

- 卸売市場の場合、出荷者から委託を受けて行う生鮮食品等の販売に係る卸売市場から交付を受けた書類等
- 基準期間：法人の場合、前々事業年度、個人の場合は前々年

具体的な手続きについては以下を参照ください
 ・適格請求書発行事業者の申請手続きはこちら➡
 ・国税庁インボイス制度電話相談センター
 0120-205-553

